

帯広市パートナーシップ制度

性的指向や性自認に伴う周囲の無理解や差別・偏見のほか、家族（配偶者）には認められる制度やサービスが利用できないなど、様々な困難や生きづらさに直面している方々がいます。この制度の導入で、性のあり方に関わらず誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

帯広市パートナーシップ制度とは？

互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活を行っている、協力し合う関係であることを市へ申請し、パートナーシップに関するお二人の関係を市長が証明するものです。

本制度の導入により、当事者の方々の安心感につながることや、パートナーが「家族（配偶者）」として受けられるサービスが広がることを目指しています。



【受けられる市のサービス例】

- ・住民票上同一世帯である場合、税証明の申請に係る委任状が不要
- ・登録証等の提示があれば、パートナーも就学援助の手続きが可能

登録証・証明書

帯広市パートナーシップ制度は、当事者間で締結された契約書を確認した事実を証明する証明制度と、対象者要件を満たす方々を登録した事実を証明する登録制度があります。各制度に申請・登録されたお二人に市が「登録書・証明書」を発行し、お二人がパートナーであることを証明します。

また、申請者の一方又は双方と生計を一にする未成年の子がいる場合、希望に応じて、登録証等に子の氏名を記載できます。（記載できる範囲は、実子・養子・里子）

※登録証等に有効期限はありません。登録抹消時には、市が回収致します。また、登録抹消されたにも関わらず回収に応じない場合、市ホームページへ登録番号を公開しますのでご確認ください。

▼パートナーシップ登録カード（イメージ）

【表面】

登録番号 第 号

パートナーシップ登録カード

氏名 氏名
生年月日 生年月日

上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。

年 月 日

帯広市長

【裏面】 このカードを提示された皆様へ

このカードは、互いを人生のパートナーとすることを帯広市に登録した方々に交付しているものです。
皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようにご注意ください。

戸籍上の氏名

氏名 氏名

子の氏名

氏名 氏名 氏名
生年月日 生年月日 生年月日

事業者のみなさまにお願い

★登録証等を提示されたとき

- パートナーと一緒に賃貸住宅に入居したい場合などに、登録証等を提示されるケースがあると考えられます。全国的に、「LGBTであることを理由に相談や入居を断ることはない」旨を明記したり、入居できる物件を積極的に情報発信する事業者が増えてきています。自治体の制度であるため法的な効力はありませんが、ぜひ、配偶者や家族と同じようにご対応いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。
- 当事者の方々は、本人の同意なく性的指向や性自認を暴露する「アウティング」を常に心配しています。第三者に情報を伝えなければならない場合は、「伝えてよい人は誰なのか」「どの程度まで話してよいか」を必ずご確認ください。

※保証会社における対応について

国や業界の統一的なルールはありませんが、以下の保証会社については、LGBT等であることを理由に家賃保証を断ることがない旨、帯広市で確認済みですので、ご参考にしてください。

【確認済みの保証会社】

アークシステムテクノロジーズ株式会社（CIZ 北海道保証）、株式会社オリコフォレントインシュア、全保連株式会社、株式会社日専連ジェミス、日本セーフティー株式会社

★当事者の方々へのご理解を

当事者の方々は、「パートナーとの関係を説明しにくい」、「あれこれ問われないか不安」、「申込書の性別欄への記入にストレスを感じる」といった悩みを抱えています。全国的には、LGBTであることを理由に入居を断られた事案もあるようです。

宅建業のみなさまには、様々な機会を通じ、当事者の方々の困りごとについてご理解をいただき、安心して暮らせる環境づくりにご協力をお願いいたします。

<参考> 帯広市「多様な性に関する職員ガイドライン」

窓口や電話対応の留意点などを掲載していますので、ご参照ください。



問い合わせ先：帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 男女共同参画係

住所：帯広市西5条南7丁目1番地 電話：0155-65-4134

Eメール：danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp